

厚生労働省発職雇 0302 第 3 号

平成 27 年 3 月 2 日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別紙「障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱」について、貴会の意見を求める。

別紙

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 評価基準月数

評価基準月数を一月に改めるものとする。

第二 施行期日

この政令は、平成二十七年四月一日から施行するものとする。